

1章 はじめに

1-1 計画の目的

本町では、住生活の安定した確保及び向上の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進することを目的として「桑折町住生活基本計画」（以下、「第一期計画」）を平成25年3月に策定、平成30年3月に一部改定し、令和4年度を目標年次として、住宅政策を推進してきました。

その間、2度の福島県沖地震による耐震化への需要の高まりや、更なる人口減少・世帯数減少に伴う空家増加への懸念、コロナ禍などを背景に新しい生活様式への対応、二地域居住への関心の高まりなど、社会情勢の変化が見られています。

国では、気候変動問題や多様な住まい方、新しい住まい方、頻発・激甚化する災害等へ対応するべく、新たな「住生活基本計画（全国計画）」を令和3年3月に閣議決定しています。福島県では、令和4年3月に「福島県住生活基本計画」を改定し、『居住ニーズの多様化や社会情勢の変化に柔軟に応える良質な住宅ストックの形成と活用』を目指し、各種施策を推進しています。本町では、上位・関連計画である総合計画「献上桃の郷こおり未来躍動プラン」、まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョンをはじめ、関連計画の策定・改定を行っています。

これらの社会情勢や上位・関連計画の改定等を踏まえ、「第二期桑折町住生活基本計画」（以下、「本計画」）を策定します。

第一期桑折町住生活基本計画 ～桑折らしい個性豊かな歴史・景観を継承する住まいづくり～ 平成25年3月策定(平成30年3月一部改定)

■国・県の住宅政策

- ・住生活基本計画(全国計画) 令和3年3月
- ・福島県住生活基本計画 令和4年3月

■町の政策

- ・総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」令和3年9月
- ・桑折町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン 令和3年8月 など

■社会情勢の変化

- ・2度の福島県沖地震による耐震化への需要の高まり
- ・更なる人口減少・世帯数減少に伴う空家の増加
- ・相馬福島道路が全線開通、伊達桑折IC周辺の開発
- ・建設当初の役割を果たした災害・復興公営住宅の利活用
- ・住宅ニーズの多様化、二地域居住への関心の高まり など

第二期桑折町住生活基本計画 ～住み続けたいまち 住みたいまち こおり～ 令和5年3月

図 計画策定の目的

1-2 計画の位置づけ

本計画は桑折町総合計画を踏まえ、住宅政策を総合的に進める上での方向性を示したもので、行政・民間事業者・住民等に対して、住宅政策の将来目標とその実現方法を示す計画です。

また、本計画は住生活基本計画の全国計画、都道府県計画に即した市町村計画となっています。

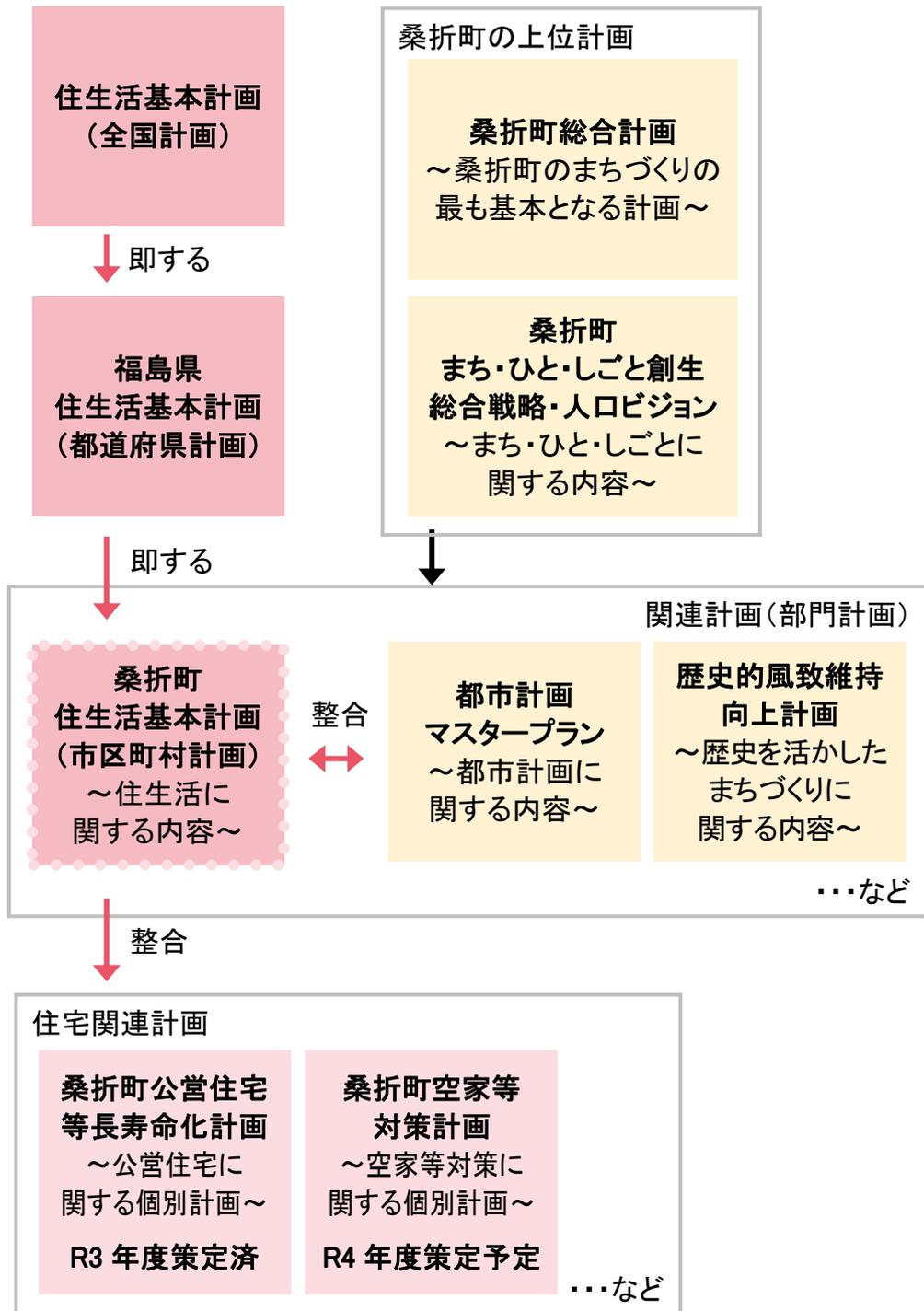


図 本計画の位置づけ

1-3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

なお、全国計画や県計画の見直し、今後の社会情勢の変化等に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要が生じた場合には、時期にとらわれることなく見直しを行います。

1-4 計画対象区域

この計画の対象区域は、桑折町の行政区域（4,297ha）とします。

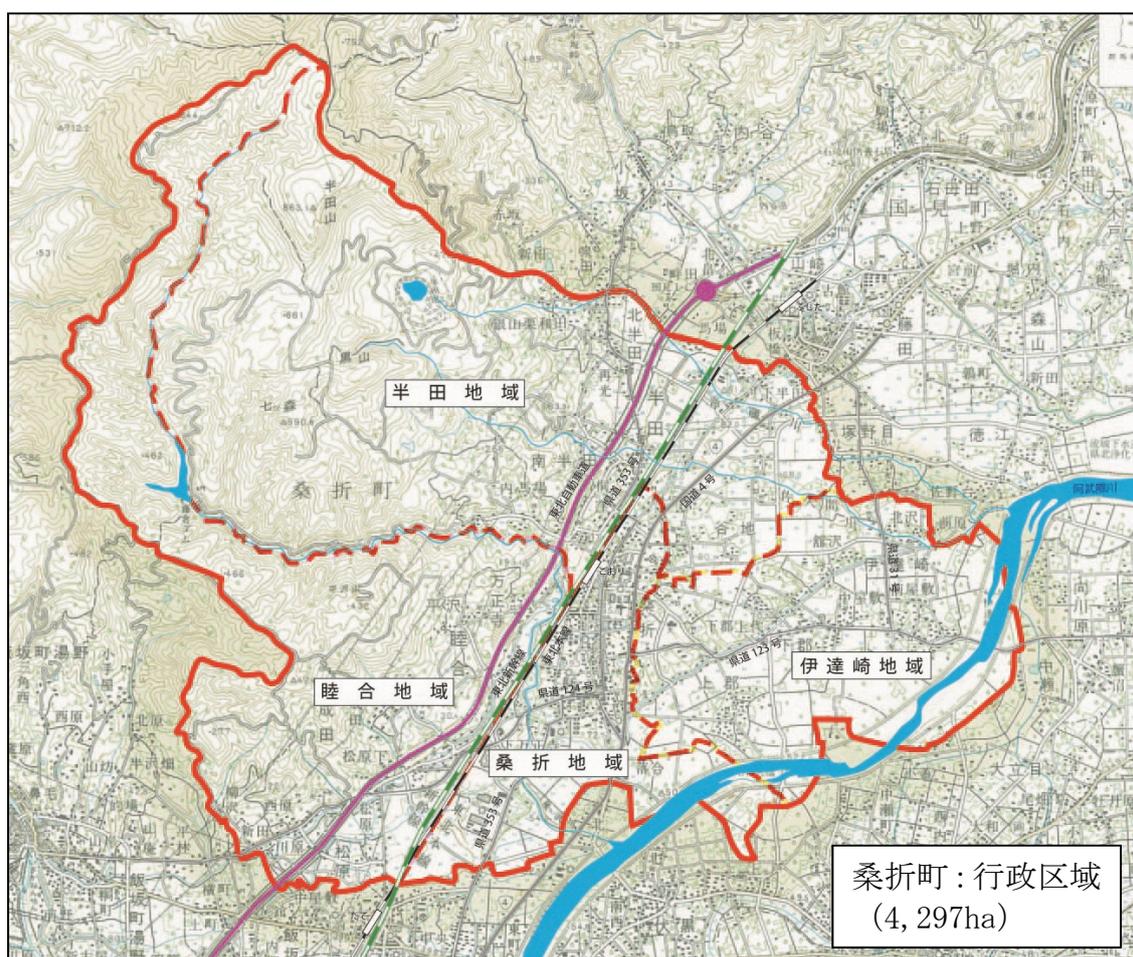


図 計画対象区域